

昭和五十一年総理府令第五十八号

振動規制法施行規則

振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第三
三條第三項(第四條第三項において準用する場合
を含む)、第六條第一項及び第二項(第七條第二
項及び第八條第三項において準用する場合を含
む)、第七條第一項、第八條第一項、第十四條第
一項及び第三項、第十五條第一項並びに第十六
條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施す
るため、振動規制法施行規則を次のように定め
る。
(用語)

第一條 この省令で使用する用語は、振動規制法
(以下「法」という。)で使用する用語の例によ
る。
(公示)

第二條 法第三條第三項(法第四條第三項におい
て準用する場合を含む。)の規定による公示は、
都道府県又は市の公報に掲載してしなければならない。
(届出書の提出部数)

第三條 法第六條第一項、第七條第一項、第八條
第一項、第十條、第十一條第三項並びに第十四
條第一項及び第二項の規定による届出は、届出
書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。
(特定施設の設置の届出)

第四條 法第六條第一項の規定による届出は、様
式第一による届出書によつてしなければならない。
2 法第六條第一項第六号の環境省令で定める事
項は、次に掲げるものとする。
一 工場又は事業場の事業内容
二 常時使用する従業員数
三 特定施設の型式

3 法第六條第二項(法第七條第二項及び第八條
第三項において準用する場合を含む。)の環境
省令で定める書類は、特定工場等及びその付近
の見取図とする。
(経過措置に伴う届出)

第五條 法第七條第一項の規定による届出は、様
式第二による届出書によつてしなければならない。
(特定施設の変更の届出)

第六條 法第八條第一項の規定による届出は、法
第六條第一項第三号又は第五号に掲げる事項の
変更の届出にあつては様式第三、法第六條第一
項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては

様式第四による届出書によつてしなければならない。
2 法第八條第一項ただし書の環境省令で定める
軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 法第六條第一項第三号に掲げる事項の変更
にあつては、法第六條第一項、第七條第一項
又は第八條第一項若しくは第二項の規定によ
る届出に係る特定施設の種類及び能力ごとの
数を増加しない場合
二 法第六條第一項第四号に掲げる事項の変更
にあつては、その変更が当該特定工場等にお
いて発生する振動の大きさの増加を伴わない
場合
三 法第六條第一項第五号に掲げる事項の変更
にあつては、当該特定施設の使用開始時刻の
繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない
場合

第七條 削除
(氏名の変更等の届出)

第八條 法第十條の規定による届出は、法第六
條第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更
の届出にあつては様式第六、特定工場等に設置
する特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつ
ては様式第七による届出書によつてしなければ
ならない。
(承継の届出)

第九條 法第十一條第三項の規定による届出は、
様式第八による届出書によつてしなければならない。
第十條 法第十四條第一項及び第二項の規定によ
る届出は、様式第九による届出書によつてしな
ければならない。
2 法第十四條第一項第五号の環境省令で定める
事項は、次に掲げるものとする。
一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名
称及び住所並びに法人にあつてはその代表者
の氏名
二 特定建設作業に使用される振動規制法施行
令(昭和五十一年政令第二百八十号)別表第
二に規定する機械の名称、型式及び仕様
三 下請負人が特定建設作業を実施する場合
は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並
びに法人にあつてはその代表者の氏名
四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡
場所並びに下請負人が特定建設作業を実施す
る場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名
及び連絡場所

第十條の三 前条の光ディスクは、次の各号のい
ずれかに該当するものでなければならない。
一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又
はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径
百二十ミリメートルの光ディスク
二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及
びX六二四八又はX六二四九に適合する直径
百二十ミリメートルの光ディスク
(特定建設作業の規制に関する基準)

第十一條 法第十五條第一項の環境省令で定める
基準は、別表第一のとおりとする。ただし、こ
の基準は、別表第一の一号の基準を超える大き
さの振動を発生する特定建設作業について法第
十五條第一項の規定による勧告又は同条第二項
の規定による命令を行うに当たり、同表第三号
本文の規定にかかわらず、一日における作業時
間を同号に定める時間未満四時間以上の間にお
いて短縮させることを妨げるものではない。
(道路交通振動の限度)

第十二條 法第十六條第一項の環境省令で定める
限度は、別表第二のとおりとする。ただし、都
道府県知事(市の区域内の区域に係る限度につ
いては、市長)、道路管理者及び都道府県公安
委員会が協議するところにより、学校、病院等
特に静穏を必要とする施設の周辺の道路におけ
る限度は同表に定める値以下当該値から五デシ
ベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の
区間の全部又は一部における夜間の第一種区域
の限度は夜間の第二種区域の値とすることがで
きる。
(立入検査の身分証明書)

第十三條 法第十七條第二項の証明書は、様式第
十一によるものとする。
附則抄

3 法第十四條第三項の環境省令で定める書類
は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要
を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明
示したものである。
(光ディスクによる手続)

第十條の二 第四條第一項、第五條、第六條第一
項、第八條、第九條及び第十條第一項の規定に
よる届出書並びにその添付書類(以下この条に
おいて「届出書等」という。)の提出について
は、当該届出書等に明示すべき事項を記録した
光ディスク及び様式第十の光ディスク提出書を
提出することによつて行うことができる。
(光ディスクの構造)

第十條の三 前条の光ディスクは、次の各号のい
ずれかに該当するものでなければならない。
一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又
はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径
百二十ミリメートルの光ディスク
二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及
びX六二四八又はX六二四九に適合する直径
百二十ミリメートルの光ディスク
(特定建設作業の規制に関する基準)

第十一條 法第十五條第一項の環境省令で定める
基準は、別表第一のとおりとする。ただし、こ
の基準は、別表第一の一号の基準を超える大き
さの振動を発生する特定建設作業について法第
十五條第一項の規定による勧告又は同条第二項
の規定による命令を行うに当たり、同表第三号
本文の規定にかかわらず、一日における作業時
間を同号に定める時間未満四時間以上の間にお
いて短縮させることを妨げるものではない。
(道路交通振動の限度)

第十二條 法第十六條第一項の環境省令で定める
限度は、別表第二のとおりとする。ただし、都
道府県知事(市の区域内の区域に係る限度につ
いては、市長)、道路管理者及び都道府県公安
委員会が協議するところにより、学校、病院等
特に静穏を必要とする施設の周辺の道路におけ
る限度は同表に定める値以下当該値から五デシ
ベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の
区間の全部又は一部における夜間の第一種区域
の限度は夜間の第二種区域の値とすることがで
きる。
(立入検査の身分証明書)

第十三條 法第十七條第二項の証明書は、様式第
十一によるものとする。
附則抄

この府令は、法の施行の日(昭和五十一年十
二月一日)から施行する。
附則(昭和六十二年三月一日総理府令
第一〇号)
この府令は、昭和六十一年四月一日から施行
する。
附則(平成三年二月二五日総理府令第
二〇号)
この府令は、公布の日から施行する。
附則(平成五年一〇月二八日総理府令
第四七号)
この府令は、平成五年十一月一日から施行す
る。
附則(平成五年一〇月二九日総理府令
第四九号)
この府令は、平成六年四月一日から施行す
る。
附則(平成八年三月二九日総理府令第
七号)
この府令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
この府令は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
この府令による改正後の大気汚染防止法施行
規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施
行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第
六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保
全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道
利水障害の防止のための水道水源水域の水質の
保全に関する特別措置法施行規則様式第八によ
る届出書は、当分の間、なお従前の様式による
ことができる。
(罰則に関する経過措置)
この府令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。
附則(平成一〇年七月一三日総理府令
第四八号)
この府令は、公布の日から施行する。
附則(平成一一年三月三一日総理府令
第二六号)
この府令は、平成十一年十月一日から施行す
る。
1 この府令は、平成十一年十月一日から施行す
る。
2 この府令の施行の際現にあるこの府令による
改正前の様式による用紙については、当分の
間、これを使用することができる。
附則(平成一二年三月二八日総理府令
第二五号)
この府令は、平成十二年四月一日から施行す
る。ただし、第十條の四第一項第一号、第十條

の五第一号、様式第一から様式第四まで及び様式第六から様式第十までの改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年二月一日五総理府令第一五〇号）
この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二十三年三月五日環境省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年九月二九日環境省令第二八号）
この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附則（平成二十九年四月二〇日環境省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができ。

附則（令和三年三月二五日環境省令第三号）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができ。

別表第一（第一十一条関係）
一 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場の敷地の境界線において、七十五デシベルを超える大きさのものでないこと。

二 特定建設作業の振動が、付表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間（以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
ニ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合

ホ 道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

三 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一号第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行

う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
ホ 道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合
ヘ 道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

三 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一号第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行

う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

四 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一号第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行

う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

五 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一号第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行

う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

六 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

備考

1 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

2 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

3 振動の測定方法は、次のとおりとする。

一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

ニ 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごと

う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

六 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一号第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行

う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

六 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一号第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行

う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

六 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一号第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行

う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

六 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

に同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
三デシベル	三デシベル
四デシベル	二デシベル
五デシベル	一デシベル
六デシベル	一デシベル
七デシベル	
八デシベル	
九デシベル	

- 一 測定器の指示値が変動せず、又は変動が小さい場合は、その指示値とする。
- 二 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

一 法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。別表第二備考1において同じ。）が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保

育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼児連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。

二 法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

別表第二（第十二条関係）		
区域の区分	時間の区分	
第一種区域	昼間	六十五デシベル
	夜間	六十デシベル
第二種区域	昼間	七十デシベル
	夜間	六十五デシベル

- 備考1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
- 一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

- 一 昼間 午前五時、六時、七時又は八時から午後七時、八時、九時又は十時
 - 二 夜間 午後七時、八時、九時又は十時から翌日の午前五時、六時、七時又は八時まで
- 3 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 6 振動の対象は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況

を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに一時間当たり一回以上の測定を四時間以上行うものとする。

振動の測定方法は、次のとおりとする。

- 一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
- 二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

- 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
三デシベル	三デシベル
四デシベル	二デシベル
五デシベル	一デシベル
六デシベル	一デシベル
七デシベル	
八デシベル	
九デシベル	

- 8 振動レベルは、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

様式第1（第4条関係）

様式第1 特定電磁波影響評価書

市町村長 様

貴会又は貴会及び関係者に係る施設に設置する電磁波発生設備の設置に際して、電磁波の影響について、次のとおりを調査し、以下のとおり調査結果を提出する。

調査項目	調査結果
電磁波発生設備の位置	
電磁波発生設備の容量	
電磁波発生設備の稼働時間	
電磁波発生設備の設置場所	
電磁波発生設備の設置高さ	
電磁波発生設備の設置方向	
電磁波発生設備の設置時期	
電磁波発生設備の設置者	
電磁波発生設備の設置場所の地質	
電磁波発生設備の設置場所の気象	
電磁波発生設備の設置場所の周辺環境	
電磁波発生設備の設置場所の周辺住民の状況	
電磁波発生設備の設置場所の周辺施設の状況	
電磁波発生設備の設置場所の周辺道路の状況	
電磁波発生設備の設置場所の周辺緑地の状況	
電磁波発生設備の設置場所の周辺水質の状況	
電磁波発生設備の設置場所の周辺大気質の状況	
電磁波発生設備の設置場所の周辺騒音の状況	
電磁波発生設備の設置場所の周辺振動の状況	

備考1 特定電磁波の電磁波の測定は、調査施設設置中（稼働開始前）に実施するものとする。

備考2 電磁波の測定方法は、調査施設設置中（稼働開始前）に実施するものとする。調査施設稼働開始後は、調査施設稼働開始前と同様の測定方法を実施するものとする。調査施設稼働開始後は、調査施設稼働開始前と同様の測定方法を実施するものとする。

備考3 調査施設設置中（稼働開始前）に実施するものとする。

備考4 調査施設及び周辺環境の調査は、調査施設設置中（稼働開始前）に実施するものとする。

様式第2 (第5条関係)

様式第2(第5条関係) 特定権取得届出書 年 月 日

市町村長 殿 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名

届出事項(第5条第1項第1号の届出)について、次のとおり届出ます。

届出事項(第5条第1項第2号の届出)について、次のとおり届出ます。

届出事項(第5条第1項第1号の届出)	届出事項(第5条第1項第2号の届出)
土地又は事業場の所有権	譲渡
土地又は事業場の持分	譲渡
土地又は事業場の賃借権	譲渡
建物所有権	譲渡
建物所有権の持分	譲渡
建物の賃借権	譲渡
特種権限	譲渡
特種権限の持分	譲渡

備考 1 特定権限の種類については、建築権限法施行令第4条に掲げる号番号及び、
 ①、②等の欄にその号及びその取得の事由を記載すること。
 2 届出の防止の方法の欄に記載については、詳細によることとし、記録、記録
 又は記録(印字、サイン)を併用するもの、記録以外の記録(記録の防止
 に際し記録しようとする書類の種類を明らかにすることとし、できる限り記録、
 又は記録によること。
 3 届出の欄には、記載しないこと。
 4 記録の大きさは、日本建築規格A4とする。

様式第3 (第6条関係)

様式第3(第6条関係) 特定権限の譲渡に際しての届出変更届出書 年 月 日

市町村長 殿 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名

届出事項(第6条第1項第1号の届出)について、次のとおり届出ます。

届出事項(第6条第1項第2号の届出)について、次のとおり届出ます。

届出事項(第6条第1項第1号の届出)	届出事項(第6条第1項第2号の届出)
土地又は事業場の所有権	譲渡
土地又は事業場の持分	譲渡
土地又は事業場の賃借権	譲渡
建物所有権	譲渡
建物所有権の持分	譲渡
建物の賃借権	譲渡
特種権限	譲渡
特種権限の持分	譲渡

備考 1 特定権限の種類及びその号については、建築権限法施行令第4条に掲げる号番号及び、
 ①、②等の欄にその号及びその取得の事由を記載すること。
 2 届出の防止の方法の欄に記載については、詳細によることとし、記録、記録
 又は記録(印字、サイン)を併用するもの、記録以外の記録(記録の防止
 に際し記録しようとする書類の種類を明らかにすることとし、できる限り記録、
 又は記録によること。
 3 届出の欄には、記載しないこと。
 4 記録の大きさは、日本建築規格A4とする。

様式第4 (第6条関係)

様式第4(第6条関係) 届出の防止の方法変更届出書 年 月 日

市町村長 殿 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名

届出事項(第6条第1項第1号の届出)について、次のとおり届出ます。

届出事項(第6条第1項第2号の届出)について、次のとおり届出ます。

届出事項(第6条第1項第1号の届出)	届出事項(第6条第1項第2号の届出)
土地又は事業場の所有権	譲渡
土地又は事業場の持分	譲渡
土地又は事業場の賃借権	譲渡
建物所有権	譲渡
建物所有権の持分	譲渡
建物の賃借権	譲渡
特種権限	譲渡
特種権限の持分	譲渡

備考 1 届出の防止の方法の欄に記載については、詳細によることとし、かつ、できる
 限り、記録、又は記録によること。また、変更届出が変更後の内容を併用する
 こと。
 2 届出の欄には、記載しないこと。
 3 記録の大きさは、日本建築規格A4とする。

様式第5 削除 (第8条関係)

様式第5(第8条関係) 取消届出書 年 月 日

市町村長 殿 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、届出事項(第5条第1項第1号の届出)について、次のとおり届出ます。

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、届出事項(第5条第1項第2号の届出)について、次のとおり届出ます。

届出事項(第5条第1項第1号の届出)	届出事項(第5条第1項第2号の届出)
土地又は事業場の所有権	譲渡
土地又は事業場の持分	譲渡
土地又は事業場の賃借権	譲渡
建物所有権	譲渡
建物所有権の持分	譲渡
建物の賃借権	譲渡
特種権限	譲渡
特種権限の持分	譲渡

備考 1 届出の欄には、記載しないこと。
 2 記録の大きさは、日本建築規格A4とする。

様式第7 (第8条関係)

様式第7 (第8条関係) 特定記録用台帳提出書 年 月 日

市町村長 殿

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名
電話番号

特定記録のすべての取扱いを完了したので、記録簿別紙第48条の規定により、次のとおり提出します。

記録簿の種類	年 月 日	総 数	備 考
記録簿の種類	年 月 日	総 数	備 考
提出記録の種類	年 月 日	総 数	備 考
提出記録の種類	年 月 日	総 数	備 考

備考 1 併付の欄には、記載しないこと。
2 面積の大きさは、日本標準規格44とする。

様式第8 (第9条関係)

様式第8 (第9条関係) 承 継 届 出 書 年 月 日

市町村長 殿

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名
電話番号

特定記録に係る関係の地位を承継したので、記録簿別紙第49条の規定により、次のとおり提出します。

記録簿の種類	年 月 日	総 数	備 考
記録簿の種類	年 月 日	総 数	備 考
承 継 の 年 月 日	年 月 日	総 数	備 考
承 継 者	氏 名 又 は 名 称	住 所	電 話 番 号
承 継 の 原 因			

備考 1 併付の欄には、記載しないこと。
2 面積の大きさは、日本標準規格44とする。

様式第9 (第10条関係)

様式第9 (第10条関係) 特定記録作業実施届出書 年 月 日

市町村長 殿

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於いてはその代表者の氏名
電話番号

特定記録作業を実施するので、記録簿別紙第49条第2項(第2号)の規定により、次のとおり提出します。

種 別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考
種別	年 月 日	総 数	備 考

備考 1 上の欄には、記録簿別紙第49条第2項(第2号)の規定により、提出すること。
2 特定記録作業の種類は、記録簿別紙第49条第2項(第2号)の規定に於ける作業の種類を記載すること。
3 特定記録作業の種類は、その履歴を記載しないこととしているものは、記載しないこととする。
4 特定記録作業の種類は、記録簿別紙第49条第2項(第2号)の規定に於ける作業の種類を記載すること。
5 併付の欄には、記載しないこと。
6 面積の大きさは、日本標準規格44とする。

様式第10(第10条の2関係)

光ディスク提出書

年 月 日

市長 村長 殿

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名

届納税別当項 条第1項の規定による届出に附し提出すべき書類(その交付を要しない)に所収の内容と事実と異なり、当該届出の提出後、当該届出の提出者に係る光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1. 光ディスクに記録された事項
- 2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
 - 2. 途中の事項については、当該届出の提出後に追記すること。
 - 3. 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに記録された事項の順序、その順序ごとの記録された事項を記載すること。
 - 4. 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の提出に必要と認められている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合に於ては、その書類名を記載すること。

様式第11(第13条関係)

届 出

届 納 税 別 当 項 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 申 出 届 納 書

姓	氏名及び氏名
姓	年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効 市町村長 印

- 備考
- 1. 届納書 届納書は、この法律の施行の必要に際し、政令で定めるところにより、届納税別当項条第1項の規定により提出された書類のうち、建設工事の施工に係るもの並びに、特定建設用地の取得、特定建設作業の取扱に必要と認められる建設工事の施工に係るもの並びに、特定建設用地の取得、特定建設作業の取扱に必要と認められる建設工事の施工に係るものを提出することとする。
 - 2. 届納書の届出により生じた個人または法人の届納書は、その身分を公示する事項を備へ、関係人に開示されないものとする。
 - 3. 第1項の規定により生じた個人または法人の届納書は、犯罪捜査のために認められたものの開示を要しない。
- 罰則 第13条第1項、第2項違反は、罰則第1項もしくは第2項若しくは第3項各罰則1項の規定による罰金を科す。罰しくは罰金の科せられた者又は罰金を科せられた者以外の者は、罰しくしくは罰金10万円以下の罰金を科す。